

児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

【児童扶養手当】 児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭) の生活の安定と自立のために、その児童の父母、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは父母が 政令で定める程度の障害の状態にある児童の父または母に支給されます。※ 所得制限あり。

現況届のお知らせ

手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格 を審査するもので、この届を提出しないと11月分以降の手当を受けることができません。また、支給停止の方は、 受給権が消滅してしまいます。

〈受付期間〉8月2日(月)~8月31日(火) 8:30~17:15(土日祝日は除く)

※8月13日(金)は午後7時まで受け付けます。

〈受付場所〉町民税務課または今庄・河野事務所

特別児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

【特別児童扶養手当】 精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母もしくは、父母に代わって児 童を養育している方に支給されます。※所得制限あり。

「 所得状況届のお知らせ `

手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年、所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格 を審査するもので、この届を提出しないと8月分以降の手当を受けることができません。また、支給停止の方は、 受給権が消滅してしまいます。

〈受付期間〉8月12日(木)~9月10日(金) 8:30~17:15 (土日は除く)

※8月13日(金)は午後7時まで受け付けます。

〈受付場所〉町民税務課または今庄・河野事務所

■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

保険証切り替えのお知らせ

8月1日から新しい保険証に切り替わります。 (有効期限は令和4年7月31日)

国民健康保険証

新しい保険証は、役場から7月中に世帯主様宛てに 郵送します。



令和3年8月1日から

(新)オリーブ色

(保険証は一人に1枚発行されますが、世帯主様宛てに お送りしますのでご注意ください。)

後期高齢者医療制度保険証

新しい保険証は、「福井県後期高齢者医療広域連合」 から7月中に世帯ごとに郵送されます。

令和3年7月31日まで

令和3年8月1日から





(旧)緑色

(新) 桃色

(保険証は一人に1枚発行されます。)

- ※8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、 町民税務課までお問合せください。
- ※【国民健康保険限度額適用認定証】および【国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証】については、 引き続き必要とされる方のみ窓口で申請の手続きを行ってください。
- ■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

